

ASBJ、早期適用も可

改正法人税等会計基準、 2027年4月1日から適用へ

企業会計基準委員会（ASBJ）は、現在、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」）の見直しを行っているが、適用時期は2027年4月1日以後開始する連結会計年度等の期首からとすることを想定していることがわかった。早期適用も認める方針。なお、防衛特別法人税の当期税金に係る取扱いは、2026年3月31日までに別途実務対応報告などで取扱いを明らかにする予定となっている。

適用対象を「課税対象利益を基礎とする税金」に

現行の法人税等会計基準では、法人税や地方法人税など、具体的な税金を挙げて、対象となる税金を規定している。このため、税制改正により、新たな税金が創設された場合には、その都度、法人税等会計基準の改正が必要になるという課題が生じていた。このため、企業会計基準委員会は、税制改正の都度、法人税等会計基準を改正することがないよう、同会計基準の見直しを行っているが、その適用対象については、「課税対象利益を基礎とする税金」との原則的な定めを置く方向となっている。

「課税対象利益を基礎とする税金」とは、法人税、住民税（法人税割）及び事業税（所得割）のこと。会計処理については現行の取扱いとは変わらず、改正法人税等会計基準上では、当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金については、①企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引のうち、損益に反映されないものに対して課される当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金、及び②資産又は負債の評価替えにより生じた評価差

額等に対して課される当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金を除き、損益に計上することになる。また、①の当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金については、純資産の部の株主資本の区分に計上し、対応する内訳項目から控除、②の当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金については、個別財務諸表上、純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上し、対応する内訳項目から控除し、連結財務諸表上、その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額の区分に計上し、対応する内訳項目から控除することになる。

なお、損益に計上する課税対象利益を基礎とする税金の額は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示する。

住民税（均等割）は販管費等の区分に表示

改正法人税等会計基準では、課税対象利益を基礎とする税金には該当しないものの、住民税（均等割）や、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）など、課税対象利益を基

礎とする税金に該当しないものについても会計処理等の取扱いを示している。

具体的には、当事業年度の住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、施行される税法を適用して算定された、支払済み若しくは支払予定の、又は還付が見込まれる税金の額を損金に計上

することになる。

なお、損益に計上する当事業年度の住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）は、更正等による追徴税額及び還付税額を含め、損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することになる。

表示区分の変更に経過措置はなし、新たな表示方法で財務諸表を組替え

今後、企業会計基準委員会では、改正法人税等会計基準の公開草案を公表することになるが、適用時期は、最終基準を公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとしている。順調に審議が行われることになれば、2026年3月末までに最終基準が公表される予定となっているため、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用が想定されている。また、最終基準の公表日以後開始する連結会計年度等の期首からの早期適用も認めるとしている。

なお、ここで1点留意しなければならない

のは住民税（均等割）の取扱いだ。住民税（法人税割）とともに損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示していた企業は、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項の定めに従い、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことになる。この点、適用までには1年程度があることや、住民税（均等割）の表示は、システム変更の対応は不要と考えられるため、特段の経過措置は設けられてはいない。

防衛特別法人税の取扱いは別途実務対応報告などで措置

令和7年度税制改正法案では、防衛特別法人税が2026年4月1日以後開始する事業年度から課されることになっていたため、同委員会は、2025年2月20日に補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表。補足文書では、防衛特別法人税に関して、「2025年3月31日に終了する事業年度の決算にあつては、当期税金に係る影響はないと考えられる。」として当期税金に係る取扱いについては特段示しておらず、改正税法の成立後、防衛特別法人税の創設に対応した企業会計基準等の改正を行う予定であるとしていた。

しかし、改正法人税等会計基準は早くとも2027年4月1日以後開始する連結会計年度等の期首からの適用となり、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日以後開始事業年度に間に合わないことになる。このため、同委員会では、法人税等会計基準とは別に実務対応報告（又は補足文書）を公表することで短期的な対応を行うこととし、2026年3月31日までに公表し、適用時期を2026年4月1日以後開始する連結会計年度等からとする方針を示している。